

広尾高等学校生徒 遠距離通学費助成に関する 説明(H31.4 改正)

作成：広尾町教育委員会

① 「北海道広尾高等学校生徒遠距離 通学費等助成金交付要綱」の要点

■ 「遠距離」と「下宿等」の定義

「遠距離」とは、生徒の居住地から広尾高校までの通学経路の最短距離が片道4 km以上をいう

「下宿等」とは、上記の遠距離に該当する生徒が、広尾町内で下宿又はアパートを間借りする場合をいう。但し、生徒本人のための契約に限る。**他の契約者のアパートに間借りする場合は非該当**

■ 助成対象

助成対象は、広尾高校に在籍する生徒の保護者

■ 助 成 額

遠距離：3か月定期券の1/3を月額として助成
自家用車の場合は距離に応じて定額
1・2年は10か月分、3年は9か月分

下宿費：食費代を除く部屋代月額50,000円
が上限(三親等以内の親族宅は上限20,000円)

※3年生は実際に居住している日までが支給対象

② 申請から支給までの流れ

■ 申請方法（遠距離・下宿費）

入学後に広尾高校を經由して教育委員会へ申請

※広尾高校の指定する日までに提出（4月上旬）

■ 必要書類

- ・ 広尾高等学校生徒遠距離通学費等助成金交付申請書
- ・ 下宿先との契約書(下宿費)（申請書に写しを添付）
- ・ バス定期券のコピー(遠距離)（申請書に写しを添付）
- ・ 保護者の口座情報(遠距離・下宿費)（申請書に記載）



■ 決定

教育委員会より高校を経由して通知(4月末頃)

■ 支給

遠距離：4～9月分は、10月末に振込み
10～3月分は、3月末に振込み

下宿費：翌月20日（20日が土日祝日の場合はその前の平日）に保護者の口座へ振込み

注 意

広尾町内にある親族宅への下宿についても助成対象となりますが、支給対象範囲は居住費(上限月額20,000円)のみとなります。食費については支給対象外となります。

また、生徒のご家族とご親族間の間柄であっても居住費に係る契約書を結び、申請時に写しを提出していただきます。

なお、契約書の様式が無い場合は広尾高校までお問い合わせ下さい。

遠距離及び下宿費の決定を受けている生徒が年度途中で転居する場合は、速やかに広尾高校まで連絡して下さい。

補 足

本遠距離通学費助成制度は長期休業中（春・夏・冬休み）の交通費は支給対象としておりませんが、本遠距離通学費助成制度の決定を受けている生徒が長期休業中に部活動、資格取得、模試、講習、生徒会活動の理由で登校する場合は、「広尾町中高一貫教育連絡協議会」より登校日数分を決定月額の日割りで支給します。なお、申請書を改めて提出する必要はなく、長期休業中活動交通費助成表のみを提出していただきます。

補 足

**その他、不明な点や転居等に関する急ぎの連絡は、
広尾高等学校遠距離通学・下宿費担当教諭
（電話 0 1 5 5 8 - 2 - 2 1 9 8）か、
広尾町教育委員会管理課学校教育係
（電話 0 1 5 5 8 - 2 - 0 1 8 6）
まで、お願いします。**